

山口市男女共同参画センター だより

発行:山口市男女共同参画センター

編集:山口市男女共同参画ネットワーク広報委員会

〒753-0074 山口市中央二丁目5番1号(山口市民会館事務所2階)

TEL/FAX 083-934-2841 <http://www.y-djc.com/> [✉mw3kaku@c-able.ne.jp](mailto:mw3kaku@c-able.ne.jp)

国の動き

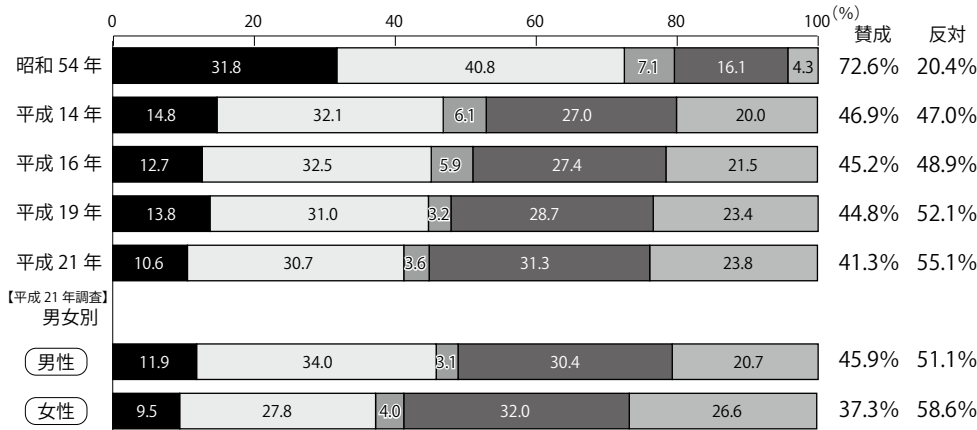
男性の固定的役割分担意識と悩みや困りごと

平成22年12月17日に、「第3次男女共同参画基本計画」が決定され、2020年までを見通した長期的な政策の方向性と2015年までに実施する具体的な施策が記述されています。

第3次男女共同参画基本計画の特徴として4項目(①経済社会情勢の変化等に対応して、重点分野を新設、②実効性のあるアクション・プランとするため、それぞれの重点分野に「成果目標」を設定、③2020年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標に向けた取組を推進、

④女性の活動による経済社会の活性化や「M字カーブ問題」の解消も強調)が掲げられています。なかでも①項目の中に新しく「男性、子どもにとっての男女共同参画」が重点分野として設定されたことは、今後の少子・高齢化問題解決に、より実効性が加速されるものと思われます。そこで今回は男性の男女共同参画の視点から、男性の「固定的役割分担意識」と「悩みや困りごとの内容」についてご紹介します。

図1 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」といった考え方について



※2011年版男女格差報告において、日本は先進国98カ国中、最下位となりました。

■ 賛成
 □ どちらかといえば賛成
 ■ わからない
 ■ どちらかといえば反対
 ■ 反対

図2 この1年間にあった悩みや困りごとの内容

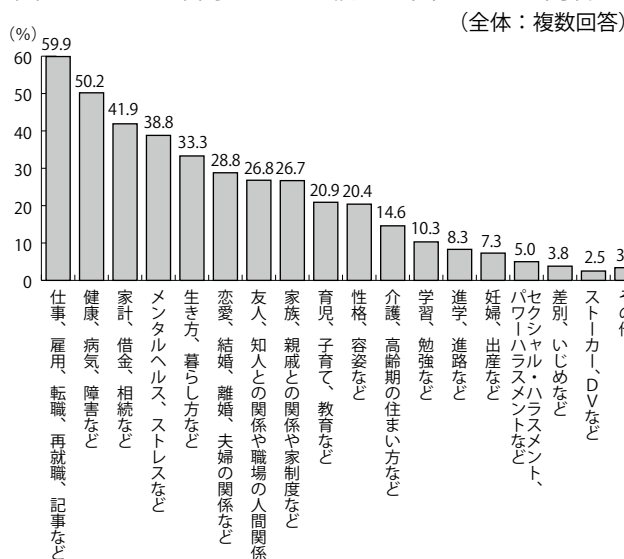
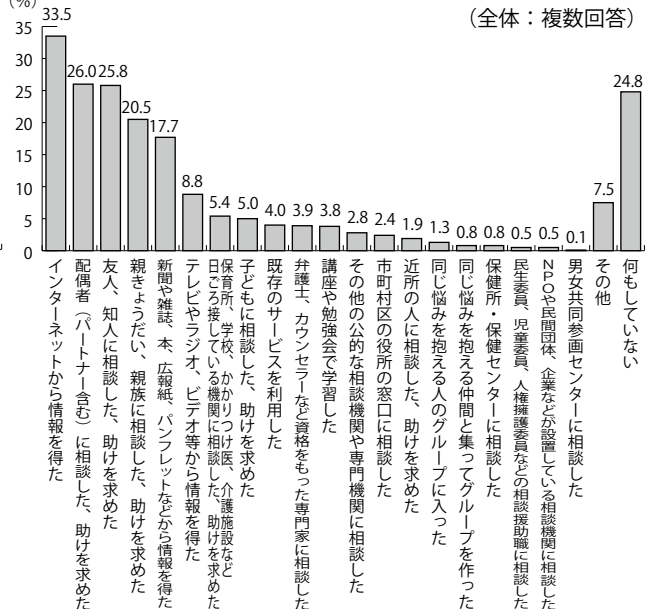


図3 最も大きな悩みや困りごとを解決するために行ったこと(解決行動)



地域は今… 子育てを取り巻く現状を知ろう!! ～保育園の現状としくみについて

9月10日13時より、参画センター視聴覚室に
 山口市こども家庭課の上野浩和、山本清治職員を講
 師に「地域は今…子育てを取り巻く現状を知ろう！」
 と題して、講座及び意見交換を行った。

まず、上野講師より保育園の現状としくみにつ
 いて説明があり、山口市の現在の保育園入所者数は公
 立1313人、市立1578人、阿東町93人の計2,984
 人であり、待機児童は現在38名いるとのことであ
 った。

待機児童が年々増え続けている現状を鑑み、それ
 を解消するために、私立の保育園に定員増を依頼し
 ている。

共働き世帯・核家族・1人世帯の増加に伴いライ
 フスタイルが変わっており、保育園の整備・充実が
 望まれているが、定員の増をするためには「保育士
 の配置等の免責基準」があり、国にこの基準の軽減
 化を依頼している。また、老朽化施設の整備・建替
 えも急務な問題である。

次に山本講師より「特別保育」及び「保育料」に
 ついて、延長保育、休日保育、病児保育、一時保育、
 障害児保育のそれぞれについて1786人、29人、
 2709人、4236人、83人の利用があると報告され、
 続いて保育料の軽減措置についての説明があった。

保育園の入所基準

家庭外労働	昼間（7時～19時）に家庭外で仕事をしている。（1日5時間以上、月15日以上であること。）
家庭内労働	昼間（7時～19時）に家庭内で家事以外の仕事をしている。（1日5時間以上、月15日以上であること。）*19年度までは、1日6時間以上、月20日以上であった。
出産	母親が出産の前後である。
障がい・病気等	心身に障害がある。長期にわたる病気である。
病人等の看護・介護	常時病人や障がいのある人の看護・介護をしている。
その他	求職中等、上記外で保育に欠けるとみなされる場合。 *最大2ヶ月まで、就職すれば継続する。

山口市の特別保育

延長保育	通常の保育時間以降に延長保育を必要とされる場合。 園によって、対象時間及び年齢も異なります。 利用された場合、別途、延長保育料（上限200円）がかかりますが、各園によって異なります。
休日保育	認可保育園に在園している園児のうち保護者の勤務等の都合により、日曜・祝日に家庭での 保育が困難な方。 利用される場合は、別途、保育料（1,500円/日）がかかります。
病児保育	当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難 であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童を、一時的 に預かるサービス。 利用される場合は、別途、保育料（2,100円/日）がかかります。※事前登録が必要。 《実施施設》◎医療法人社団 青藍会（ハートアイランド山口内） ◎医療法人社団 野瀬内科小児科（のせ・おうち病児保育所）
一時保育	緊急的な事情により、家庭で保育が困難な場合、月14日以内で預かるサービス。（私立、6 施設で実施。） 利用される場合は、別途、保育料（0歳 2,500円、1歳～2歳 000円/日）がかかります。
障害児保育	私立保育園に保育士の雇用費補助、公立保育園に保育士の加配を要求。

質問要望事項では、保育料の統一について、次世
 代育成支援行動計画の未来票事業量の設定につ
 いて、子育て支援のための補助金の有効利用につ
 いて、待機児童のカウント方法について、入所の周知につ
 いて、出生数の状況について、ファミリーサポート
 について、保育園の無い地区についてなどの質問が
 あった。

今回の出前講座は、「保育園の現状としくみ」に
 ついて講義していただいたが、次世代育成支援を進
 めるためには、他にも「子どもの安全の確保」「幼
 児期の教育環境の充実（幼稚園）」「学校教育の充実」
 「青少年期の健全育成」「子どもの居場所・遊び場の
 充実」「ワーク・ライフ・バランスの実現」「仕事と
 子育ての両立支援」「男性の子育て応援」「老人パワ
 ーの活用」「経済的な支援の充実」「子育て支援のネッ
 トワークづくり」「母子保健対策の充実」「小児科医
 療の充実」等がありますが、いずれも重要課題であ
 るので一担当の枠に嵌まらず市役所全体で取り組ん
 でほしい。

また、ネットワークとしても「政治・経済部会」「労
 働・環境部会」等目的を共有する部会に協力を依頼、
 及び有識者と協議・助言を求めた上で纏めていき
 たい。

就労どう変わる ―労働状況とワーク・ライフ・バランスの実現に向けて―



今年は男女雇用機会均等法が施行されて26年になるが、長い景気の低迷もあって、新卒者の就職や再就職をめざす人たちの苦難が続いている。

男女に関係なく希望する仕事に就き、家族と自分のために自由な時間をもてる働き方を実現するにはまだまだその環境が整っていない。

「ワークの規制」と「ライフの自由」の意識改革をすすめるなかで、今後の就業がどう変わるか、変えていくべきかについて、7月23日、8月27日、9月24日の3回にわたり、有田謙司西南学院大学法学部教授を講師に迎えて講座を開催した。

第1回 ワーク・ライフ・バランスと

働き方の現実

- (1) 就労継続を困難にしている状況
(女性労働者の就労継続を困難にしている状況について など)
- (2) ワーク・ライフ・バランスを困難にしている状況について
(長時間労働、年休取得困難、柔軟な働き方採用の少なさ など)
- (3) 非正規雇用労働者のワーク・ライフ・バランスの状況について
(低い賃金の問題 など)
- ・ワーク・ライフ・バランスとは何か
「全ての労働者を対象とした、生活とのバランスが確保される労働の在り方」
- ・仕事と生活の調和が実現した社会とは
 - (1) 就労による経済的自立が可能な社会
 - (2) 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
 - (3) 多様な働き方・生き方が選択できる社会

第2回 ワーク・ライフ・バランスの

労働法制の現状

ワーク・ライフ・バランス憲章(WLBが実現した場合の世界が示されている)に示された、ワーク・ライフ・バランスが実現した社会をモデルにして、その実現のために必要とされる労働規制につい

て考える。

- (1) 労働時間・休暇の法規制
(法定労働時間と変形労働時間制、時間外・休暇労働、休暇 など)
- (2) ワーク・ライフ・バランスと育児・介護に関する法規制
(子育て中の働き方の見直し、父親も子育てができる働き方の実現、労働者の仕事と介護の両立支援など)
- (3) 非正規雇用労働者に関する法規制
(雇用の安定…労働契約、労働者派遣法…法案が国会提出中)

第3回 ワーク・ライフ・バランスの推進と

働き方の変化—今後の課題

- (1) 雇用の安定
・有期契約労働・パートタイム労働をめぐる法規制の課題(有期契約労働の締結事由、更新回数、雇い止め法理 など)
・派遣労働者をめぐる法規制の課題(改正法案国会提出中)
(有期雇用派遣労働者等の雇用の安定等、派遣元の就労機会の確保、照会派遣に努める、教育訓練の措置をとる、登録派遣・日雇い派遣の原則廃止)
- (2) 労働条件の保護
(パートタイム労働…均等処遇など、有期契約労働…均等処遇の原則など)
- (3) 育児・介護に関わる法規制
「多様な働き方・生き方が選択できる社会」
育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法→少子化対策の色彩がみえる。夫の育休取得率が低い。

*おわりに

労働法の改善を図っていただくだけでは、ワーク・ライフ・バランスは実現しないだろう。

社会全体が、ワーク・ライフ・バランスを価値として共有することが必要。そのうえでさまざまな制度改革を進めていく必要がある。



私にもできる、簡単料理教室

3回シリーズ

平成24年1月下旬開催予定
内容：未定

国際交流料理教室

平成24年1月上旬開催予定
内容：ロシア料理を予定しています。

男女共同参画講座 全8回

平成23年11月26日（第4土曜日）
以降第3土曜日

12月17日（土曜日）

～平成24年3月17日（土曜日）

講師：磯野恭子氏

場所：山口市男女共同参画センター 視聴覚室

参加費無料、託児あり（要申込み）、1回のみ
受講も可

男介時代をみつめて・・・

暮らしの中から一緒に考えてみませんか？

これまでは要介護状態となった高齢者は妻や娘など女性陣が世話をするのが一般的だったが、最近では定年退職して時間的に余裕ができた男性たちも介護を担当せざるを得なくなっているのである。いまや介護者の3割は男性で、男も介護に直面する「男介時代」に突入した。専門家に言わせると、男性の場合は、弱音をはく仲間がいないことが一番の問題。また、遠距離介護等、誰に頼るか、助けてもらうか、日頃から地域とのコミュニケーションが大切である。男性ならではの介護をめぐる課題。その突破口をみなさんで考えましょう。

と き 平成23年12月11日（日）
10：00～12：00

会 場 山口市男女共同参画センター

基調講演 講師 森本 節子氏

福祉生活協同組合「さんコープ」理事長

**日本女性会議・男女共同参画
全国都市会議報告会**

日時：平成23年12月3日（土曜日）13：30～
場所：山口市男女共同参画センター 視聴覚室

プログラム

10：00－開会

10：05－基調講演

森本節子さん

11：00－ワークショップ

12：00－閉会



対象者：どなたでも参加できます

参加費：無料

申込方法：電話・FAXにてお申し込みください

全ての申し込み先・問い合わせ先

山口市男女共同参画センター 〒753-0074 山口市中央二丁目5番1号（山口市民会館事務所2階）
TEL/FAX 083-934-2841 <http://www.y-djc.com/> [✉mw3kaku@c-able.ne.jp](mailto:mw3kaku@c-able.ne.jp)

**おんなの目
おとこの目**

先日、新装なったきらら博記念公園プールにて全国障害者スポーツ大会水泳競技を観戦した。

身体や知能にハンデのある人たちが、日頃の練習の成果を試す絶好の機会だが、一般の人で

も恐ろしいあの高い飛び込み台から、片足の人や目の見えない人たちがよく飛び込めるものだなと思って見ていた。

障害者の人がハンデを持っている中で、自分がどう生きていかなくはないかを考えるとき、その一つとして「スポーツ」があったのだろうと思う。何もできないのでなく、これは

できるというものを持っているだけで、その人の人生が前向きになれる。

サポートしてくれる人はたくさんいても、実現させるのはあくまでも「自分」でしかない。それを、山口県の人たちに教えてくれた貴重な三日間であったように思う。 (た)